

食品流通課より情報共有

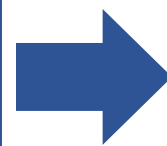


令和6年10月2日現在
大臣官房新事業・食品産業部

「物流革新に向けた政策パッケージ」の進捗状況と今後の対応

- 物流の停滞が懸念される「2024年問題」に対応するため、昨年6月に、①**物流の効率化**、②**商慣行の見直し**、③**荷主・消費者の行動変容**を柱とする抜本的・総合的な対策を取りまとめた「**物流革新に向けた政策パッケージ**」（以下「政策パッケージ」という。）を決定した。
- また、昨年10月には、**可能な施策の前倒し**を図るべく、「**物流革新緊急パッケージ**」を取りまとめた。
- さらに、本年2月には、両パッケージに基づき、**中長期的な対策**として、**物流の適正化・生産性向上**をさらに進めるため、「**2030年度に向けた政府の中長期計画**」を策定・公表した。
- 今般、トラックドライバーに時間外労働の上限規制が適用された**2024年4月から4か月が経過しようとしていること**や、政策パッケージに盛り込まれた対策を具体化した**改正物流法が本年5月に公布**されたことを踏まえ、**政策パッケージの進捗状況と今後の対応**について「**我が国の物流の確認に関する関係閣僚会議**」にて報告を行った。
- 当該報告を踏まえ、2030年度に不足する輸送力34%を補うことを目指し、**荷待ち・荷役の削減、積載率向上、モーダルシフト、再配達削減等**に着実に取り組んでいくための必要な施策について検討を進めることとする。

輸送力不足の見通し（対策を講じない場合）



「政策パッケージ」の構成

1. 物流の効率化
2. 商慣行の見直し
3. 荷主・消費者の行動変容

「政策パッケージ」の進捗状況と今後の対応のポイント①

1. 物流の効率化

① 即効性のある設備投資や物流DX・GX、物流標準化やデータ連携の推進

- ・自動化・機械化設備・システム投資、物流の脱炭素化の実証事業や海運のDX化に向けた技術開発を支援
- ・物流標準化やデータ連携の促進等の実証事業を通じて、共同輸配送や帰り荷確保の取組を支援

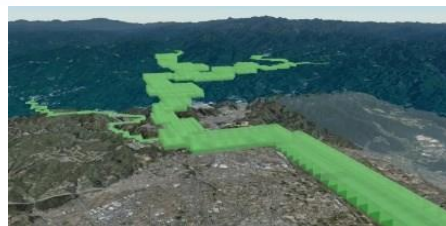
② 自動運転やドローン物流等のデジタル技術を活用したサービスの実装加速

- ・デジタルライフライン全国総合整備計画におけるアーリーハーベストプロジェクトとして、自動運転サービス支援道とドローン航路に係る取組を開始

【自動運転サービス支援道の形成】



【ドローン航路の整備】



③ 多様な輸送モードの活用推進

- ・モーダルシフトを強力に促進するため、先進的な取組を行う際の大型コンテナやシャーシ等の導入を支援
- ・国際航空貨物の競争力強化に向けて、成田空港における滑走路の新設等の更なる機能強化に取り組むとともに、アクセス道路等の整備や、国際物流拠点における外国人材の活用（特区の活用を含む）が必要（千葉県からの要望事項）

【航空物流機能の集約イメージ】



- ・自動物流道路の構築に向けて、想定ルート選定を含め中間とりまとめを実施



【自動物流道路のイメージ】

- ・自動運航船舶検討会(本年6月設置)を通じて国内制度の検討・整備を進めるとともに、国際ルール策定を主導

④ 高速道路の利便性向上

- ・ダブル連結トラックの通行区間の拡充

「政策パッケージ」の進捗状況と今後の対応のポイント②

2. 商慣行の見直し

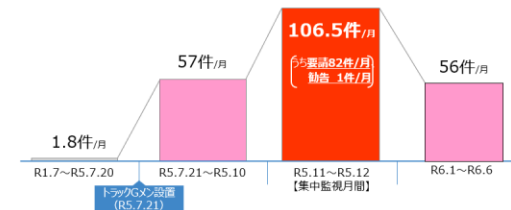
①適正運賃收受や物流生産性向上のための法改正等

- ・荷主・物流事業者に対して物流効率化のための計画策定等を義務付ける改正物流効率化法の施行に向けて、国交省・経産省・農水省三省の合同会議を立ち上げ、国が定める基本方針、判断基準等の論点を整理

【月当たりの「働きかけ」「要請」「勧告」平均実施件数】

②トラックGメンの機能強化

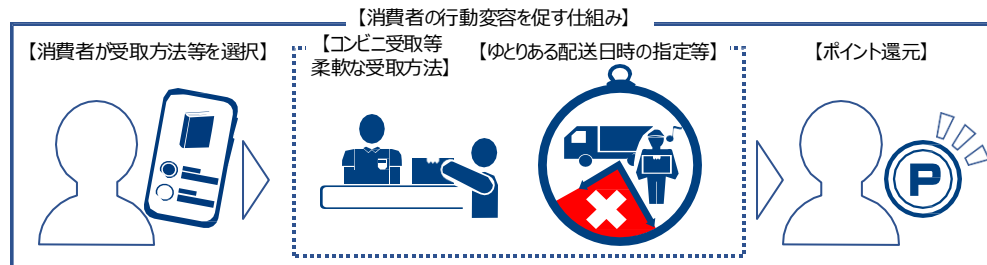
- ・物流の適正化に向けて悪質な荷主等を是正するため、トラックGメンを補助するGメン調査員の設置や荷主情報等のデータベース化など、トラックGメンの機能を強化し、本年も11～12月に集中監視を実施



3. 荷主・消費者の行動変容

①ポイント還元実証事業等を通じた再配達削減の仕組みの社会実装

- ・本年10月からポイント還元実証事業を実施し、物流負担の低い選択を利用者に促す仕組みの社会実装を目指す
※国として1配送当たり最大5円を支援



②「送料無料」表示の見直し

P17

- ・今後の消費生活意識調査において、「送料無料」表示に関する消費者等の意識改革・行動変容の状況把握を実施するとともに、改正物流効率化法に基づく基本方針においても、「送料無料」表示の見直し等を定める方向で議論中

改正物流効率化法の施行に向けたスケジュール【想定】

- 2024年4月26日 法案成立
- 2024年5月15日 法律公布

下位法令検討プロセス

- 2024年 6月28日 第1回審議会（審議事項、考え方の整理）
- 2024年 7月以降 （事務局にて業界ヒアリング）
- 2024年 8月26日 第2回審議会（とりまとめ素案、追加論点）
- 2024年 9月26日 第3回審議会 →パブリックコメント
- 2024年 11月11日 第4回審議会（とりまとめ案の提示）
- 2024年 11～12月頃 政省令等の案の作成
- 2025年 1月頃 政省令公布
- 2025年度～ 法律・政省令の施行①（努力義務・判断基準 等）
（2025年度中）各事業者による貨物重量の算定
- 2026年度～ 法律・政省令の施行②（特定事業者の措置
[特定事業者の指定、中長期計画の提出・物流統括管理者の選定 等]）
- 2027年度～ 法令に基づく定期報告の提出開始

特定事業者の種類ごとの指定基準値と指標の算定方法等について

- 前頁の考え方に沿って指定基準を設定する場合の特定事業者の種類ごとの指定基準値と指標の算定方法等は、下記のとおり。

特定事業者の種類	指定基準値	指標の算定方法	指定基準値の根拠
特定荷主	取扱貨物の重量※1 9万トン以上 (上位3,200社程度)	○ 特定第一種荷主（≒発荷主） 貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者に運送を行わせた貨物の年度の合計の重量 ○ 特定第二種荷主（≒着荷主） 次に掲げる貨物の年度の合計の重量 ①自らの事業に関して、運転者から受け取る貨物 ②自らの事業に関して、他の者をして運転者から受け取らせる貨物 ③自らの事業に関して、運転者に引き渡す貨物 ④自らの事業に関して、他の者をして運転者に引き渡させる貨物	国土交通省「全国貨物純流動調査（物流センサス）報告書」（令和5年3月）及び総務省・経済産業省「令和3年経済センサス－活動調査」（令和5年6月27日）を元に試算し、第一種荷主、第二種荷主及び連鎖化事業者の取扱貨物の重量が多い順に対象とし、50%をカバーする基準値及び対象事業者数を算出
特定連鎖化事業者		次に掲げる貨物（※2）の年度の合計の重量 ①当該連鎖化事業者の連鎖対象者が運転者から受け取る貨物 ②当該連鎖化事業者の連鎖対象者が他の者をして運転者から受け取らせる貨物	
特定倉庫業者	貨物の保管量 70万トン以上 (上位70社程度)	倉庫業者が寄託を受けた物品を保管する倉庫において入庫された貨物の年度の合計の重量	各倉庫業者から提出された受寄物入出庫高及び保管残高報告書」（令和4年1月～12月分）を元に試算し、貨物の保管量が多い順に対象とし、全体の50%をカバーする基準値及び対象事業者数を算出
特定貨物自動車運送事業者等	保有車両台数 150台以上 (上位790社程度)	保有する事業用自動車の台数	国土交通省「令和4年度 貨物自動車運送事業輸送実績調査」を元に、元請としての輸送能力を加味した上で試算し、輸送能力が多い順に対象とし、全体の50%をカバーする基準値及び対象事業者数を算出

※1：事業者としての全体の取扱い貨物の重量ではなく、第一種荷主、第二種荷主、連鎖化事業者それぞれの立場での取扱貨物の重量を指す。

※2：当該連鎖化事業者の連鎖対象者が貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者に運送を委託するもの並びに当該連鎖化事業者が連鎖対象者との定型的な約款による契約に基づき受渡しの日又は時刻及び時間帯を運転者に指示することができない貨物を除く。

合同会議取りまとめ案についてのパブリックコメント

- 6月28日 第1回審議会（審議事項、考え方の整理）
- 7月以降 （事務局にて業界ヒアリング）
- 8月26日 第2回審議会（とりまとめ素案、追加論点）
- 9月26日 第3回審議会 → **パブリックコメント**

■パブリックコメント概要
対象期間：9月27日～10月26日までの1か月間
命令などの案：第1回～第3回合同会議において協議した「合同会議取りまとめ案」を対象とした意見募集をしております



パブリックコメントと第4回審議会での協議を踏まえ、政省令案を作成し、2025年1月頃政省令公布のスケジュールにて進める予定としております。

■パブリックコメント概要（e-GOV パブリックコメント画面抜粋）

交通政策審議会 交通体系分科会 物流部会・産業構造審議会 商務流通情報分科会 流通小委員会・食料・農業・農村政策審議会 食料産業部会 物流小委員会 合同会議 取りまとめ案

募集中

facebook X (Twitter)

カテゴリー	貨物運送
案件番号	155240933
定めようとする命令などの題名	交通政策審議会 交通体系分科会 物流部会・産業構造審議会 商務流通情報分科会 流通小委員会・食料・農業・農村政策審議会 食料産業部会 物流小委員会 合同会議 取りまとめ案
根拠法令条項	－
行政手続法に基づく手続か	任意の意見募集
案の公示日	2024年9月27日 NEW
受付開始日時	2024年9月27日10時0分
受付締切日時	2024年10月26日23時59分
意見提出が30日未満の場合その理由	
意見募集要領（提出先を含む）	意見公募要領 PDF
命令などの案	合同会議取りまとめ案 PDF
関連資料、その他	
資料の入手方法	国土交通省物流・自動車局物流政策課において配布
備考	オンラインの意見提出については、以下の意見提出フォームURLから投稿してください。※本ページ下部の意見入力フォームは使用しないでください。 意見提出フォームURL
問合せ先（所管省庁・部局名等）	国土交通省物流・自動車局物流政策課

※e-GOVパブリックコメントURL： <https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/1050>

○持続可能な食品等流通総合対策事業

【令和7年度予算概算要求額 3,200（150）百万円】

<対策のポイント>

我が国の物流における輸送力不足という構造的な課題に対処しつつ、新たな基本法の下での国民一人一人の食料安全保障を確立するため、多様な関係者が一体となって取り組む①物流の標準化、デジタル化・データ連携、モーダルシフト、ラストワンマイル配送等の取組、②物流の自動化・省力化・品質管理に必要な設備・機器等の導入、③中継共同物流拠点の整備への支援等を行うことにより、遠隔産地の負担軽減を進めるとともに、若手や女性トラックドライバーも継続的に従事可能な農林水産品・食品の流通網を構築し、将来にわたって持続可能な食品流通を実現します。

<事業目標>

物流の効率化に取り組む地域を拡大 等

<事業の内容>

1. 物流生産性向上推進事業
1,200（150）百万円
- ① 物流生産性向上実装事業
物流の標準化（パレット、外装等）、デジタル化・データ連携（伝票の電子化、トラック予約システム等）、モーダルシフト（船舶による農林産品共同輸送等）、ラストワンマイル配送等の取組を支援します。
- ② 物流生産性向上設備・機器等導入事業
物流の標準化、デジタル化・データ連携等の効果をより発現するため、物流の自動化・省力化・品質管理に必要な設備・機器等の導入を支援します。
- ③ 推進事業
関係事業者に対し、本事業を活用した物流改善の提案を行い、関係者による協議会の設置や事業実施に当たっての指導・助言を行うとともに、優良事例の発信を支援します。また、産地や業界等の課題の状況に応じて物流の専門家等を派遣する伴走支援等を行います。

2. 中継共同物流拠点施設整備事業
2,000（－）百万円
- 新たな食品流通網の構築に必要な中継共同物流拠点の整備を支援します。

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】（1の事業）大臣官房新事業・食品産業部食品流通課物流生産性向上推進室（03-6744-2389）7
（2の事業）卸売市場室（03-6744-2059）

<事業イメージ>

